

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(<u>放課後児童支援員等</u>)</p> <p>第4条 児童クラブに<u>放課後児童支援員その他必要な職員</u>を置く。</p>	<p>(<u>放課後児童指導員</u>)</p> <p>第4条 児童クラブに<u>放課後児童指導員</u>を置く。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。